

○下呂市看護師等修学資金貸与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下呂市看護師等修学資金貸与条例（平成22年下呂市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸与金額)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する助産師養成所に在学する者 月額7万円
- (2) 法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所に在学する者 月額7万円

(貸与期間)

第4条 修学資金の貸与期間は、条例第7条の規定により市長が修学資金の貸与の適否を決定した日の属する月（市長が特に必要と認める場合は、貸与を決定した日の属する年度の4月）から卒業する日の属する月までとする。ただし、看護師等養成所の修学期間を超えることができない。

(貸与申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下呂市看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 下呂市看護師等修学資金貸与者推薦書（様式第2号）
- (3) 申請者の戸籍抄本又はこれに代わる書類
- (4) 連帯保証人の所得証明書
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第6条 条例第6条の連帯保証人は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 独立の生計を営む成人
- (2) 修学資金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる者

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人を親権者又は後見人としなければならない

い。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の決定等)

第7条 条例第7条の規定による貸与の適否を決定するに当たっては、下呂市看護師等修学資金貸与選考委員会が行う書面選考及び面接等による選考の結果を参考にして決定する。

2 条例第7条による通知は、下呂市看護師等修学資金貸与決定通知書(様式第3号)又は下呂市看護師等修学資金貸与不承認決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付申請書の提出等)

第8条 条例第7条の規定により貸与の決定を受けた者は、直ちに下呂市看護師等修学資金交付申請書(様式第5号)(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、修学資金の貸与を受けている期間中は、毎年度、市長の定める日までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 修学資金は、4月分から6月分までは4月に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 被貸与者は、前項の規定による修学資金を受領したときは、直ちに下呂市看護師等修学資金受領書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第9条 被貸与者は、前条第3項の規定による年度の最終の修学資金の交付を受けたときは、連帯保証人が連署した借用証書(様式第7号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(償還の免除の申請等)

第10条 条例第9条第1項第1号の規定により償還の免除を受けようとする者は、下呂市看護師等修学資金償還免除申請書(様式第8号)に業務従事証明書(様式第9号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項第2号又は第10条の規定により償還の全部または一部の免除を受けようとする者は、前項に規定する申請書に申請の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、下呂市看護師等修学資金償還免除決定通知書(様式第10号)又は、下呂市看護師等修学資金償還免除不承認決定通知書(様式第11号)により被貸与者に通知するものとする。

(期間の算定方法)

第11条 業務の従事期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に休職（業務に起因するものを除く。）し、又は停職となった期間があるときは、休職又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。

3 複数の就職先で業務に継続し従事した場合は、それぞれの就職先において業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までとし、当該業務に従事しなくなった日から1月以内に別の就職先で従事した場合は、期間を合算するものとする。

（償還の猶予の申請）

第12条 条例第12条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、下呂市看護師等修学資金償還猶予申請書（様式第12号）に、同条に掲げる事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の適否を決定し、下呂市看護師等修学資金償還猶予決定通知書（様式第13号）又は下呂市看護師等修学資金償還猶予不承認決定通知書（様式第14号）により被貸与者に通知するものとする。

（届出書の提出）

第13条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、届出書（様式第15号）にその該当する事実を証する書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。ただし、第7号に該当するときは、連帯保証人変更願（様式第16号）を併せて提出しなければならない。

- （1） 氏名又は住所を変更したとき。
- （2） 看護師等養成所を変更したとき。
- （3） 退学しようとするとき。
- （4） 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- （5） 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- （6） 復学したとき。
- （7） 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡し、破産の宣告を受け、その他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。
- （8） 修学資金の貸与を辞退するとき。
- （9） 修学に関し、他の資金の貸付又は支給を受けたとき。
- （10） 看護師等免許を取得したとき。

(11) 看護師等養成所を卒業し看護師等免許が取得できなかったとき及び卒業した日から起算して1年以内に看護師等免許を取得できなかったとき。

(12) 市内事業所に就職したとき。

(13) 就職先を退職、休職又は変更したとき。

2 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月25日規則第21号)

この規則は、平成24年5月25日から施行する。

附 則 (令和2年6月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。